

○竹田市外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日

告示第 3 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、外国人労働者等の就労環境整備等を支援するため、市内企業等に対し竹田市外国人労働者等就業環境等整備促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、竹田市補助金等交付規則（平成 1 7 年竹田市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人労働者等 出入国管理及び難民認定法(昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号)別表第一の二に定める技能実習若しくは特定技能、又は同表の五に定める特定活動（出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年法務省告示第 1 3 1 号）第 1 項第 9 号に限る。）の在留資格を有する者をいう。
- (2) 市内企業等 竹田市内に事業所を有し、外国人労働者等を受け入れる法人及び個人をいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の対象となる市内企業等は、次の各号を満たす事業者とする。

- (1) 大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付要綱に基づき県が交付する外国人労働者等就業環境等整備促進補助金又は大分県外国人農林水産業人材就業環境整備等促進補助金交付要綱に基づき県が交付する外国人農林水産業人材就業環境整備等促進補助金（以下「大分県補助金」という。）の交付決定を受け、外国人労働者等のための就労環境・居住環境整備、外国人労働者等とのコミュニケーションの促進、技能取得等に資する投資を行うこと。
- (2) 外国人労働者等を 1 人以上受け入れており、当該外国人労働者等の就労場所が竹田市内であること。

(3) 外国人労働者等の定着に積極的に取り組むことを確約し、かつ各種労働保険社会保険等に参加させている者であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、大分県補助金の補助対象経費のうち当該補助金額を差し引いた自己負担額とし、補助金の上限額、補助率は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助上限額	補助率
外国人労働者等のための就労環境・居住環境整備、外国人労働者等とのコミュニケーションの促進、技能取得等に要する経費	250,000 円	1/2 以内

2 算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、竹田市外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 県の交付決定通知書の写し
- (2) 県に提出した実績報告書の写し
- (3) 県の補助額の確定書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、竹田市外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、竹田市外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 県の補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年告示第154号)

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。